

総合評価落札方式に係る手続開始の公示

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 28 日

支出負担行為担当官

国立療養所奄美和光園事務長 上山 卓朗

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 国立療養所奄美和光園火災報知器・非常用放送設備更新工事
工事監理業務
- (2) 業務内容 火災報知器・非常用放送設備更新工事の工事監理を行う業務である。
- (3) 履行期間 契約締結日～令和 9 年 3 月 24 日
- (4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (5) 本業務は資料提出、入札等を紙入札方式により実施する。

2. 入札参加者に要求される資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省により、令和 7・8 年度九州沖縄地域における「建築関係コンサルタント」に係る A 又は B 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 厚生労働省から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 九州沖縄地域に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発註工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出

期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③船員保険 ④ 国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

(8) 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(10) 次の次項に該当する者は、競争に参加できない。

（ア）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

（イ）経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(11) 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

(12) 競争への参加を希望する者は、別紙 1 「自己申告書」を令和 8 年 8 月 1 2 日までに提出すること。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び参加表明書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が 1, 0 0 0 万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。

②落札者となるべき者の入札価格が予決令第 8 5 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 8 6 条の調査を行うものとする。

③上記において、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点(=60点))×(1－入札価格／予定価格)

③技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記1)、2)、3)、4)、5)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- 1) 資格
- 2) 技術力
- 3) 業務実施方針及び手法
- 4) ワークライフバランス等の推進に関する指標
- 5) 賃上げ実施の表明

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝(技術評価点の満点(=60点))×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒894－0007 鹿児島県奄美市名瀬和光町1700番地

国立療養所奄美和光園庶務課会計班施設管理係

電話0997－52－6311 FAX0997－53－6230

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、以下の交付場所で交付する。ただし、入札説明書の郵送又はFAXによる入手申し込みは認めない。

交付期間：令和8年7月29日(水)～令和8年8月14日(金)までのうち、
閉庁日を除く毎日の9時00分～17時00分までとする。

交付場所：鹿児島県奄美市名瀬和光町1700番地

国立療養所奄美和光園庶務課会計班施設管理係

電話：0997－52－6311

FAX：0997－53－6230

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和8年8月14日(金)17時00分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。郵送の場合は提出期限必着のこと。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

入札日時：令和8年8月18日（火）17時00分まで（同時刻必着）

開札日時：令和8年8月19日（水）11時30分

開札場所：国立療養所奄美和光園 3階会議室

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 競争への参加を希望する者は、別紙1「自己申告書」を令和8年8月12日（水）までに提出すること。

(8) 詳細は入札説明書による。